

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松前町	筒井	令和3年3月17日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	15.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	10.7ha
③地区内における71才以上の農業者の耕作面積の合計	7.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.1ha
(備考)	

注1:③の「71才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現在の農地に関するアンケート調査結果では、60歳以下が10%、70歳以下が35%と比較的若い耕作者は、45%であった。一方で、71歳以上となると65%を占めている。また、10年後は、70歳以下の耕作者が10%となり耕作できるものがなくなる。今回の人・農地プランでは、中心経営体の1人が引き受けるが、数年経過すると耕作出来る者がなくなることが予想され、新たな受け手の確保が必要となる。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上記の中心経営体である認定農業者は、筒井地区以外にも耕作しているが、筒井地区内での耕作面積の拡大には限界がある。そのため、他の地区の農地については、その地区内の中心経営体に耕作を任せ、筒井地区を集中的に耕作していく必要がある。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻・麦他	3.1 ha	水稻・麦他	4.2 ha	筒井集落
計	1人		3.1 ha		4.2 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

--

5 その他(任意記載事項)

「農地に関するアンケート調査」を実施するため、筒井土地改良区の理事会等を通じて各会員等に通知し、速やかに情報入手出来る体制を作った。なお、アンケート調査結果では、現在の耕作者の平均年齢が73.8歳であるため、今後の筒井地区の農業振興について、町や県の農政担当部局の指導をお願いしたい。
--

農地を集約するに当たり注意しなければならない点は、耕作者が極端に少なくなると今まで出来ていた地域内での共助がなりたらず、例えば水路清掃や草刈り等、地域で賅ってきた行事も出来なくなる。この点を考慮して地域農業が成り立つような支援(助成)を行政をお願いしたい。
--